

参考1-1

諮詢 第 2038 号  
平成 28 年 10 月 12 日

情報通信審議会

会長 内山田 竹志 殿

総務大臣 山本 早苗

諮詢 書

下記について、別紙により諮詢する。

記

新世代モバイル通信システムの技術的条件

## 諮問第 2038 号

### 新世代モバイル通信システムの技術的条件

#### 1 濟問理由

近年、電波の利用は、日常生活に不可欠となっている携帯電話などの無線通信ネットワークはもとより、交通、スマートシティ、医療など様々な分野に広がっている。さらに、あらゆる「モノ」がネットワークにつながる IoT 時代の本格的な到来が予測されており、電波利用ニーズの更なる増加や IoT 時代に対応可能な新たな無線システムの実現が期待されている。

新世代の移動通信システムとして世界各国・地域で研究開発や実証等が行われている第5世代移動通信システム（以下「5G」という。）は、従来の携帯電話技術を中心に、小電力の無線通信技術やコアネットワーク技術の高度化など様々な通信技術を柔軟に組み合わせた多様なネットワーク（ヘテロジニアスネットワーク）となることが想定されており、「超高速」だけでなく、「多数同時接続」、「低遅延・高信頼」といった特徴を有するものとされている。また、5Gでは、UHF 帯から EHF 帯（ミリ波）までの幅広い周波数帯の活用が見込まれており、EHF 帯（ミリ波）等の高い周波数帯の特性を踏まえた技術的検討を行うことが必要である。

このように5Gは、従来のスマートフォンや携帯電話といった利用形態の枠を超える移動通信システムとして検討が進められており、IoT 時代の ICT 基盤として様々な分野での活用が期待されている。

以上のことから、将来の電波利用ニーズの更なる増加や IoT 時代に対応した新たな無線システムの早期実現に向けて、新世代モバイル通信システムの基本コンセプトを明確にした上で技術基準を策定するため、新世代モバイル通信システムの技術的条件について諮問する。

#### 2 答申を希望する事項

##### 新世代モバイル通信システムの技術的条件

#### 3 答申を希望する時期

平成 29 年夏以降、隨時一部答申を希望

#### 4 答申が得られた時の行政上の措置

関係省令の改正、周波数割当計画の変更等に資する。